

公益目的事業 9 項目

学術、芸術、事前その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、
「不特定」かつ「多数」の者の利益の増進に寄与するもの

1. 公衆衛生の向上を目的とする事業
2. 児童又は青少年の健全の育成を目的とする事業
3. 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
4. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性の涵養を目的とする事業
5. 事故又は災害の防止を目的とする事業
6. 国際相互理解の促進及び発展途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
7. 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
8. 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
9. 地域社会の健全な発展を目的とする事業